

〔研究ノート〕

将軍補翼・徳川慶勝の日記とその活動

——「公辺御用留記」の検討から——

藤田英昭

はじめに

一 徳川慶勝の日記

二 「大樹輔佐」への過程

(一) 「国事政務方」

(二) 「大樹輔佐」

三 「公辺御用留記」の検討

(一) 執筆動機

(二) 五月の記事—将軍の大坂城入城案

(三) 六月の記事—小笠原長行処分問題

おわりに

はじめに

本稿は、幕末期の尾張徳川家（以下、尾張家ないし尾張藩とする）十四代当主に於いて、隠居後も藩政及び中央政局に影響力を持っていた徳川慶勝が、

将軍徳川家茂の京坂滞在中に、「大樹輔佐」^①（将軍補翼と称される）を務めていた時期の自筆日記「公辺御用留記」^②を紹介・検討するものである。

この日記は、文久三年（一八六三）五月一〇日から六月一九日までと大変短い期間のものだが、当時の朝廷・幕府間で問題となっていた滞京中の将軍家茂の東帰問題や率兵上京を果たした老中格小笠原長行の処分揺れる朝幕首脳部の様子を知りうる内容となっている。^③将軍を「輔佐」していた慶勝自身の日記であるだけに、当時の幕府最高意思のありようを知る手掛かりとなる史料である。

本稿では、この日記の位置づけを明らかにするため、まず第一章で慶勝が付けていた日記の全体像を概観する。その後、第二章で「大樹輔佐」へと到る過程を考察したのち、第三章で「公辺御用留記」の内容を紹介・検討していきたい。紹介に当たっては、関連史料と付き合わせながら記述内容を意味づけし、慶勝の活動の実態や政治的立場を追究していく。^④文末には「公辺御用留記」の翻刻文を掲載したので、適宜参照されたい。

一 徳川慶勝の日記

徳川林政史研究所には、徳川慶勝自筆の書付や覚書、備忘録の類いが少なからず所蔵されているが、⁽⁵⁾「公辺御用留記」の性格をつかむため、慶勝が筆を取った記録のうち、自身で付けていた日記の全体像を簡単に把握しておきたい。⁽⁶⁾

日記は、徳川林政史研究所の「旧蓬左文庫所蔵史料」中に天保一〇年（一八三九）から文久元年（一八六一）までの分、全二九冊がある。⁽⁷⁾内訳は以下の通りである。

天保年間	四冊	弘化年間	三冊
嘉永年間	五冊	安政年間	一五冊
万延年間	一冊	文久年間	一冊

幕末期においては、安政年間の日記が充実していることは一目瞭然である。とりわけ安政三年（一八五六）は、月ごとの日記が全て残されているので、この年だけで一二冊ある。当時の慶勝は尾張在国中で、国元での軍事訓練や西洋事情収集の日々が、この日記から具体的に判明するのである。⁽⁸⁾

これら日記のなかには、慶勝自身の筆ではなく、別の人間が書いたものも一部含まれている（例えば嘉永四年（一八五二）など）。このうち、弘化三年（一八四六）から安政二年までの日記は、戦前の維新史料編纂会による筆写本が、維新史料引継本として東京大学史料編纂所に所蔵されている。

その他、当研究所所蔵の日記でまとまったものでは、明治五年（一八七二）から同一四年までの日記で、全八冊ある。内訳は以下の通りである。

「徳川慶勝日記」⁽⁹⁾明治五年～同一〇年 三冊

「徳川慶勝雜記」⁽¹⁰⁾明治八年～同一四年 五冊

このように、慶勝には日常的に付けていた日記がある一方で、必要に応じてまとめた日記もあった。例えば、初めてお国入りした嘉永四年三月三日から同五年三月二日までの漢文体で書かれた「張州日録」⁽¹¹⁾、ペリー来航前後の嘉永五年二月四日から嘉永七年八月一日までの「日録用要」⁽¹²⁾、安政大獄で処罰され戸山下屋敷で謹慎中の安政五年七月一七日から同年八月二日までの「斎一静坐日記」⁽¹³⁾、初入京を果たした時期を含む文久二年二月八日から同三年一〇月五日までの「西上記」⁽¹⁴⁾全二冊などが、それに該当する。いずれも慶勝の人生にとって節目となった時期の日記である。⁽¹⁵⁾

ここで取りあげる「公辺御用留記」も、冒頭で述べたように、「大樹輔佐」將軍補翼に関わる御用日記で、慶勝の政治活動において最も重要な位置を占める日記の一つである。しかも、この日記は、「西上記」の内容と重複しており、慶勝は同時期に二つの日記をまとめていたことになる。この点において、「大樹輔佐」に関する慶勝の意識は、相当に高かったといえそうである。

以上見たように、慶勝は自身の節目を意識しながら、日々の記録をまとめるほど筆まめであったことが判明した。それだけに、元治から慶応期に掛けては、こうした日記が残されていないのが気に掛かる。この時期の慶勝は、第一次長州戦争期に征長総督を務めたり、慶応期には王政復古政変や勤王誘引にも関与するなど、尾張藩にとっても重要な画期であった。慶勝の日記が残されていれば、貴重な歴史史料となったことは間違いない。しかし、現状ではこの時期の日記は確認されていないのである。日記は付けていたが、燃やすなどして伝来しなかったか、それともそもそも日記を書きつけていなかったのか。この辺りの事情は明らかにし得ないが、日記を書

いていなかった可能性も視野に入れても良いかもしれない(多忙で日記を書けなかったという解釈も成り立つが、その場合でも後日閑暇を得てまとめるという方法もある。実際に慶勝の筆を見ると、日々書き付けていたと言うよりも、後でまとめた形跡もある。後述のように「公迎御用留記」もその類である⁽¹⁶⁾)。そうであるならば、元治・慶応期の慶勝は体調不良であったことと併せて、政治活動に積極的でなかった可能性を推測させ、尾張藩の動向を検討する上でも、留意すべき点と考えられるのである。

二 「大樹輔佐」への過程

文久三年(一八六三)の「大樹輔佐」に関して、徳川慶勝は高い意識を持って臨んでいたことが日記の残存状況よりうかがえたが、そもそものいかなる政治的背景のもとで、慶勝に「大樹輔佐」が委任されたのであろうか。少し時期を遡って、ここに到る事情を把握しておきたい。

(一) 「国事政務方」

まず、慶勝の待遇をめぐるのは、朝廷の意向が強く働いていたことを前提として押さえておく必要がある。すなわち、大老井伊直弼によって、慶勝とともに処罰されていた徳川慶喜や松平慶永が、それぞれ叡慮によって文久二年七月に將軍後見職や政事総裁職に就くなどして、復権を遂げたのに対し、慶勝の場合は、万延元年(一八六〇)から文久二年にかけて、急度慎や接客・通信の禁が解除されたのみで、幕政参与の命を受けていなかった。これを憂えた朝廷が、処遇の不釣り合いを是正するために、国事周旋

で東下する長州藩世子毛利定広を介して、幕府に対して慶勝の処遇改善を働きかけたのである。

文久二年における朝廷は、慶勝の大納言推任と「国事政務方」への関与を幕府に要求していた⁽¹⁷⁾。ここでいう「国事」とは、内政よりも外交に比重が置かれており、かつて「破攘の建言」を出していた慶勝へは、攘夷に直結する「政務方」が朝廷から期待されていたのである⁽¹⁸⁾。

これら、朝廷の意向を幕府は無下にすることもなかったが、全面的に期待に応えたというわけでもなかった。結論からいえば、幕府は文久期の慶勝や尾張藩の心中を十分に把握しきれていなかったように⁽¹⁹⁾、それが慶勝の政治的復権に影響を与えていた可能性もある。さらに安政期に、御三家当主として、幕府(征夷大將軍)を大事に思うがゆえに、幕閣の軟弱外交を頭ごなしに否定し、ともすれば冷静さを欠いて猪突猛進的に幕閣に意見書を提出していた慶勝に対して、幕府は腫れ物に触るかのごとき警戒感もあつたかもしれない。それは、慶勝をめぐる以下のような動きにも示されている。

文久二年九月七日、慶勝は叡慮によって従二位大納言へと叙任された。

まずは、幕府が朝廷の要望を受け入れた格好である。しかし、その御礼として登城した慶勝に対しては、將軍家茂から「以来国家のため心付もこさへ遠慮なく申さる、やうに⁽²¹⁾」と声を掛けられたのみで、「国事政務方」に関わる言はなかった。ここでの「国家」とは幕府のことで、幕政に関して意見があれば、遠慮なく申し出るようにと、將軍が慶勝に直々に依頼したものである。慶勝の政治的復権を意味しようが、それはあくまで「心付」があればと言うに留まり、朝廷が期待する「外国の事務」に関与することを求めたわけではなかった。

しかも、家茂は、すでに同年六月朔日に「政事向格外変革」の御意を発し、これまで公的に幕政に関与してこなかった御三家当主や国持大名に對して、「心付の儀ハ申聞へく」と意見開陳を求めていたのである。²² 慶勝に意見を求めたのは、国持大名に言葉を掛けるよりも遅かった。

このように、慶勝の幕政参与が実現しないなかで、攘夷別働使の副使として江戸に來た姉小路公知の使者松延次郎も、長州藩世子の毛利定広を訪ねて「尾老侯の御沙汰、最急に施行ありたし、彼侯正議変移なきは信する所なり」と述べて、定広が幕府を説得するよう督促していった。朝廷が言う「正議」とは、攘夷論を堅持し、朝廷の意向に適っていることを意味しよう。その幕府のほうでも、老中板倉勝靜が「尾侯、国事に預るへき叡旨までも速に奉行すへし」と、一月二三日に登城した定広へ約束したものの、間もなく政事総裁職の松平慶永から、「尾老侯政務参与、二十三日登營の談には、明日にも行はるへしと答へたれども、事務蝟集、未だ果し行はず」と、多忙を理由に早期実現は難しいとする書状が定広に送られた。その後、慶勝は將軍上洛に先立って帰藩のうえ上京することとなったため、江戸において「国事政務方」を与えることはなかったのである。

ただし、帰国前の二月一日、登城した慶勝に對し、幕府から仰せ出された書付には、上京後「御国事御政務等御尽力」するようにと書かれていた。こうして、慶勝の真価は京都において試されることとなった。

(二) 「大樹輔佐」

文久三年（一八六三）に入京した慶勝の活動の詳細は、拙稿A・Bに譲るが、およそ以下のようにまとめることができよう。

① 徳川一門の長老であった慶勝（文久三年当時数え四〇歳）に對する朝廷の期待感はい依然として高く、慶勝が幕府の攘夷期日決定に周旋・尽力していたこともあって、朝廷からの評判は上々であった。

② その一方で、天誅事件を起こしていた浪士の取り扱いなどをめぐって、徳川慶喜・松平慶永とは意見が食い違い、慶喜が進める將軍東帰推進に慶勝は反発するなど、幕府内で慶勝は孤立状態にあった。²³

③ 慶勝と慶喜・慶永との間を取り持っていたのが、慶勝の実弟で京都守護職の松平容保や、従弟で鳥取藩主の池田慶徳（慶喜の兄）であった。慶徳は、朝廷から信望厚い慶勝を「京坂都督」に与らせようとするも、慶勝は慶喜や慶永と意見が合わないことを率直に述べ、二人が滞京中は何もできないと話していた。²⁴

以上を踏まえて「表」を見てみよう。この「表」は、入京後における慶勝の二条城登城を中心に、関連事項を摘記したものである。入京から退京までの約半年間、慶勝は二条城に一七回登城している。入京直後の二月は、攘夷期限決定に尽力するなど、朝廷が求める対外関係の「国事御政務方」の御用を担うかのごとく活動し、慶喜・慶永らが攘夷奉承した二月四日以降も二条城に登城し、国事に関与していた。朝廷の有力者とも頻繁に用談を持っている。

しかし、將軍家茂が入京する三月以降、「病氣」「不快」を理由にめっきり登城回数が減ってくる。象徴的なのは、慶喜や慶永が京都を出立したのち、再び頻繁に二条城に登城していることである。これは、「大樹輔佐」を与ったことと関係もあろうが、二月二十七日に登城して以来、二カ月間登城していなかった慶勝は、四月二十六日に久しぶりに二条城に姿を現した。

この時將軍は、摂海巡視中のため二条城を留守にしており、五月一日に

[表] 徳川慶勝の二条城登城

1月	8日	入京。酉中刻(午後6時頃)止宿先の河原御殿(近衛家別邸)に到着。
2月	15日	徳川慶喜の宿舎(東本願寺)に行き、松平容保・伊達宗城・山内豊信と用談。
	18日	初参内。
	20日	風邪のため平臥(流行風邪)。
	23日	生麦事件の賠償金を求めて来航したイギリス軍艦の取り扱いその他につき 二条城登城 。
	24日	二条城登城 。
	25日	二条城登城 。明日より日々登城のことを慶喜より申談ず。
	26日	二条城登城 。退出後、中川宮・鷹司輔熙・近衛忠熙のもとで御用談。
	27日	二条城登城 。腹痛・吐瀉のため参内せず、慶喜・松平慶永、河原御殿に入来、用談。
	28日	不快につき平臥。
29日	池田慶徳、河原御殿に入来。	
3月	4日	將軍家茂入京、二条城到着。慶勝平臥。
	6日	二条城登城の打診が来るが不快のため断り。
	7日	家茂参内。慶喜・水戸慶篤・幕閣ほか在京諸侯供奉。慶勝は供奉しない。
	15日	慶勝の御誕生日御祝い。
	17日	二条城より呼び出しがあるが不快につき断り(夜明けまで將軍東帰の議論あり)。
	20日	明日二条城登城を求められるが不快につき断る。
	21日	*松平慶永、政事総裁職辞職の許可を得ず退京。
4月	20日	二条城登城の予定だが、頭痛につき延引。
	21日	「大樹輔佐」の仰せ出しを辞退。
	22日	*慶喜、攘夷勅諭を奉じて京都出立(5月8日 江戸着)。
	24日	將軍家茂から「政事向輔翼」に関する直書が出され、翌日慶勝は受諾。
	26日	二条城登城 。
	28日	二条城登城 。「輔翼」仰せ出されにつき御礼、御用部屋で容保と用談。その後、近衛忠熙邸へ行く。
5月	6日	老中書付、慶勝長々在京し、「輔翼」務めるにつき思召しにより御手許金千両下賜。
	7日	鷹司邸訪問後に 二条城登城 。御用部屋で容保・老中水野忠精と用談。
	9日	二条城登城 。その後二条邸で二条斉敬に対面。
	11日	二条城登城 (家茂、摂海巡見から帰京。家茂着京後、初めての対顔)。
	12日	二条城登城 。御用部屋に家茂出御。
	13日	二条城登城 。御用部屋で御用談、思召しにより御酒・御膳を賜る。
	15日	二条城登城 。御用部屋で用談、奥で家茂と対顔、退散後近衛忠熙邸へ行く。
	16日	鷹司邸より二条城登城の処、中暑につき延引。
	17日	二条城登城 、御用部屋で御用談、家茂出御。
	18日	参内。家茂も引き続き参内し摂海巡視のこと奏聞。
	21日	二条城登城 。その後参内予定のところ延引。
22日	参内。伝奏・議奏と用談、その後 二条城登城 。	
29日	近衛忠熙から極内々書(宸翰)が届く。	
6月	3日	將軍家茂、東帰につき参内。慶勝も供奉。
	9日	家茂発駕につき 二条城登城 。孝明天皇下賜の印籠を配分される。
	10日	野宮定功から慶勝の帰国願いに関する書付が来る(退京差留のこと)。
	16日	二条斉敬から退京差留に関する書翰が届く。
	17日	参内。御暇を賜る。
	21日	河原御殿を出立(6月24日 名古屋帰城)。

「西上記」、「公辺御用留記」、「御逗留中日記」(尾1-6)、茶屋「在京記録」より作成。

至つてようやく慶勝は、京都で將軍と対顔を遂げたのであった。

慶勝は、將軍後見の徳川慶喜が、攘夷勅諭を奉じて京都を出立した四月二二日以降、「大樹輔佐」の任を受諾した。將軍後見が不在となったことを受けて、朝廷が慶勝に白羽の矢を立てたのである。ただし、慶勝はすくなく受けることはなく、『孝明天皇紀』⁽³¹⁾によると、二度の辞退をしたうえ、三度目の四月二七日「宣達書」でようやく承知したことになっている。「叡念決定」で仰せ出されたことと併せ、「大樹登京滞在中」に限つてのことを知つて、受け身で承諾したようにも読める。一方、滞京中の慶勝の身辺世話係となつた尾州茶屋家の茶屋新四郎良與「在京記録」⁽³²⁾によると、四月二三日に慶勝を訪れた老中水野忠精が「政事向補翼」を打診すると、慶勝は満更でもない様子であつたという。

いずれにしろ、意見対立していた慶喜や慶永が不在であれば、慶勝としても「補翼」の任を受けるのに前向きになれたはずである。ただし、受諾の決定打となつたのは、叡慮でも幕閣の説得でもなく、將軍家茂からの直接要請であつたと見たい。家茂からは、四月二四日付で、以下の書状が慶勝に届けられていた(口絵参照)。⁽³³⁾

政事向補翼之儀、

朝廷より御沙汰被為

在候処、再応御辞

退之由、何分當時柄

之儀、諸事深心痛

致候得共、攘夷之儀

ニ付、不得止一橋中納言

東下為致、跡之処

当惑致候、所勞御太

儀ニ存候得共、何分速

ニ御請被在之候様致

度、此段偏御頼

申入候、不備

四月廿四日 家茂

尾張前大納言殿へ

この書状を受け取つた慶勝は、四月二五日の日記に「公方様御直書頂戴仕候、右ハ御補翼可仕之御儀に付御請申上候、委細ハ御用箱ニ入置候事」⁽³⁴⁾と記している。そうすると慶勝は、朝廷から二七日の「宣達書」を受け前から、「大樹輔佐」を与る腹を決めていたことになる。「御補翼」の御用に関する専用の箱も用意した。

ところで、尾張藩は早くから「勤王」精神を持ち、慶勝もそれを継承していたとする論調が、戦前はもとより現在においても見られる。⁽³⁵⁾しかし、御三家である以上、慶勝は基本的に將軍を大事に思い、尊重する意識のほうが高かつたと筆者は見ている。慶勝は、朝廷からいくら期待を掛けられても、將軍を飛び越えて、天皇に直接忠誠を誓おうとする意識を持つていたわけではなかつた。当然、慶勝も天皇・朝廷を尊んではいたが、これは將軍の存在を前提としてしている。しかも、朝廷への配慮は、有力大名(国持大名)に朝廷を掌握されないよう、將軍および徳川一門が取るべき政治的手段でもあつた。

それは「大樹輔佐」が取り沙汰される頃、朝廷からの正二位陸叙案を慶

勝が断っていることからもうかがえる。当時家茂も正二位にあり、慶勝は位階で將軍と同列になることを憚ったのである。慶勝によれば、「御親藩者幕府之翼」である。だが、その「御親藩」の「輔佐之力乏敷」ために、「天下紛擾之形勢」を招来していると自責の念に駆られていた。それゆえに、「御寵光」を蒙ることは「望外之御事」ながら、「列藩御賞之極を以枉而御推奨」されることは、「御親藩之身ニ取候而ハ、不当之御恩賞」として、正二位に叙せられることを辞退したのである。³⁶慶勝が、尾張藩と「列藩」(国持大名)の性格を明確に区別していたこと、「勤王」以前に「御親藩」意識を持っていたこと、この二点を改めて強調しておきたい。

ところで、「国事政務方」と「大樹輔佐」とで、慶勝の活動に違いが見られるのであろうか。結論から言えば違いを見出すことは難しい。ただし、根本的な違いは、幕府側の待遇にあったと見られる。

すなわち、二条城に登城した際、「国事政務方」では御殿内に控席はなかったと思われるが、「大樹輔佐」では二之丸御殿の黒書院に通じる蘇鉄之間に「仮御部屋」を与えられているのである。³⁷蘇鉄之間の一角を屏風で仕切って「仮御部屋」とし、専用の「仮御隠所(便所)」も設けられていた。「仮御部屋」には坊主二人も附属した。こうした処遇は、頻繁に登城することを想定した対応といえる。茶屋良與「在京記録」から、四月二六日に登城した慶勝の様子、茶屋の動向を示してみよう。

一、今日 御登城ニ付、服紗袴十徳着用、四半時過二条江罷出、御城附詰所ニ扣居、御出門之注進来り候を相図ニ、御城附一緒ニ御玄関江御迎ニ出、御戸扉内東之方江出ル、夫より御附添申上、蘇鉄之間、仮御部屋江罷出、御屏風外ニ御微剣

(中略)

將軍補翼・徳川慶勝の日記とその活動

一、松平肥後守殿・水野和泉守殿、御部屋江罷出 御逢之上、猶又御用部屋上御用談所江被為、入、御目付御案内 御用談被為 在、濟而御供揃ニ相成再御部屋江被為 入、御供相揃候段御城附申上候上 御退散、夫より松平肥後守殿旅宿へ被為 入候、尤 御退散已前 肥後守殿退散被致候

一、御供御年寄衆成瀬能登守殿^(吉五郎)

一、成瀬隼人正殿^(正肥)も御老中方々呼出ニ而登 城被致候

一、御用談所江御詰中ハ、御供御家老・御近習向者 一橋様御登城之御振合ニ而、御間近く詰候方可然由ニ付、御黒書院御溜并蘇鉄之間 江相詰候、自分も同様也

慶勝が登城するに当たって、茶屋は服装を整えて、一一時過ぎに二条城に向いた。御殿内の御城附詰所に控え、慶勝が宿舎から御出門した報告が来ると、御城附と一緒に玄関へ行き、ともに慶勝を出迎えた。それから慶勝に付き添って蘇鉄之間の仮部屋に来て、屏風の外で脱剣している。「在京記録」に附属した絵図によると、京都守護職や老中のある「御用部屋」とは別に、慶勝と用談する際には「御用談所」が用いられ、そこにはたばこ盆も用意されていた。慶勝が「御用談所」に詰めている間、御供家老や茶屋は黒書院溜や蘇鉄之間に詰めたようだ。しかし、「在京記録」を見ると、慶勝が「御用部屋」に出向いて老中らと会合を持つこともあり、「御用談」の部屋は限定されていたわけではない。「御用部屋」には家茂も出る杉戸は締め切られた。

このように、「大樹輔佐」を与った慶勝は、二条城に登城すると「仮御部屋」に入り、「御用談所」や「御用部屋」で家茂や老中と頻繁に会合を

持っていた。そして五月六日、長く在京し、「輔佐」の任にあった慶勝は、家茂の思召しによって將軍御手許金から千両を拝領したのであった。³⁸

三 「公辺御用留記」の検討

(一) 執筆動機

「大樹輔佐」の任にあった徳川慶勝は、文久三年（一八六三）五月一日より、これまで付けていた「西上記」（日記）とは別に、「公辺御用留記」をまとめていった（文末に翻刻文を掲載した）。

「西上記」を見ると、以下のように気になる文言がある。³⁹

去望日（二月一日）、一橋江呼ニ来候間罷出候処、松平肥後守・伊達（宗城）・（山内豊信）伊予守・松平容堂来集、相談、五半時ニ帰、翌日参内之事、委細者公務録ニ認有候事、伝奏衆より封書相渡、攘夷之事、右者公務録ニ有之候事

これによれば、滞京中の慶勝は、日記とは別に「公務録」も付けていたことになる。日付からすると、これは「国事政務方」に関わる公務記録になろうが、現状ではこの「公務録」は見出せない。「公辺御用留記」も「大樹輔佐」に関する公務記録といえようが、筆蹟が比較的統一されているので、後日まとめて書き記した可能性がある。そうであれば、日常的に付けていた覚書のようなものがあつて（これが「公務録」か、それをもとに清書したのが「公辺御用留記」ということになるのではなからうか。「公辺御用留記」の寸法は、縦二七・六cm×横一九・〇cm、墨付三〇丁の縦帳である。あくまでも感覚的なものだが、大きさをみると、日々付ける記録と

いうよりも、記念としてまとめた冊子のようでもある。前述のように、慶勝は四月二十六日から二条城に登城し、「大樹輔佐」の御用に与っているが、なぜ「公辺御用留記」は五月一日から開始されたのであろうか。

それは、將軍家茂が、摂海巡視を終えて京都に還御したことに関連があるように思われる。家茂は、来るべき攘夷戦争を想定して、四月二日から京都を出て大坂城に入城し、大坂湾内を視察した後、兵庫・西宮など沿岸警備の様子を見ししていた。摂海巡視の行程を終えた家茂が、二条城に戻ってきたのが五月一日の六半時（午後七時頃前）である。⁴⁰「公辺御用留記」五月一日条に、「御帰京之事」とあるように、家茂の帰京がわかった時点で、「公辺御用留記」の記述が開始されているのである。

五月一日、上京後初めて家茂と対顔したことをもって、「大樹輔佐」の御用始めと慶勝は意識していたのではなからうか。

(二) 五月の記事―將軍の大坂城入城案

「西上記」と「公辺御用留記」を比較すると、どちらも簡潔な記述で共通している。ただ、「西上記」は来訪者があつて用談した事実はわかるものの、用談の内容は不明である。しかし「公辺御用留記」は、用談の内容が記載されている。この点が大きな違いである。

具体的に五月の記事を見てみよう。以下、「西上記」を西、「公辺御用留記」を公と表記している。記述内容を比較されたい。

五月二四日条

西「一、水野和泉守・板倉周防守兩人、今朝来、御用談、昼前退散」
（忠精） （勝静）

公「一、水板両閣老参上、大坂 御留城、一橋上坂御輔翼、水府へ攘夷御委任之義書付渡之」

五月二六日条

西「一、今朝四時、水板両閣老并中條中務大輔来、用談」(高家・中条信礼)

一、松平肥後守来、用談(谷保)

一、八ツ半時、会津・水野和泉守・板倉周防守・稻葉兵部少輔・(正巳)

田沼玄蕃頭・横瀬山城守(高家・横瀬貞四)

・中條中務大輔来、対面不致、一同退

出之後会津へハ対談」

公「一、水野和泉守・板倉周防守来、御用談、大樹公御東下之儀御

延引之一条評決、肥後守・中條中務大輔来、内談、同意之事

一、昼後、松平肥後守・水野和泉守・板倉周防守・稻葉兵部少

輔・田沼玄蕃頭・中條中務大輔・横瀬美濃守再入来、出会申込

候処、病氣ニ付相断、(成瀬正忠)隼人正差出ス、大樹公御帰城之又々幕

議決定之儀申出ル」

慶勝の立場に留意しながら、上記の内容を意味づけていこう。以下、「公
辺御用留記」を典拠としている場合は、文中の「」内に月日、または日
付のみを示した。

慶勝は、徳川将軍が朝廷を掌握すべきという観点から、将軍が江戸に帰
ることに反対しており、将軍はむしろ長期に滞京すべきという発想を持っ
ていた。仮に攘夷実行を名目に帰府したとしても、彼我の軍勢力の差を知
り抜いていた慶勝は、夷艦打ち払いは無理だと看破していたのである。⁽⁴¹⁾し
たがって、攘夷の失敗による将軍権威の失墜を避けるためにも、将軍は東
帰すべきでないと考えていた。戦わずして、征夷大將軍としての立場を堅
持するにはいかにすべきか。慶勝が建議したのが、「公辺御用留記」五月

二四日条にある将軍の大坂城入城であった。併せて、一橋慶喜を上坂させ
て「御輔翼」とする、「攘夷」は水戸藩主徳川慶篤(慶喜の兄)に「御委任」
する。そうすれば、仮に攘夷が実現しなくとも、違勅の責めを負うのは慶
喜や慶篤であって、将軍ではないのである。

将軍の大坂城入城という大胆な提案は、摂海巡視後の将軍の上奏文案と
関連していたように思われる。この文案は、将軍の巡視に随行した老中板
倉勝静の政治顧問であった儒者山田安五郎(方谷)が提起したものと
いふ(「摂泉紀淡海岸防禦策」も同様)⁽⁴²⁾。そこには、関東で攘夷実行後、退去した夷
艦が摂海に闖入し、宸襟を驚かしては恐れ多いとして、将軍自身が大坂城
に入って防禦を指揮し、「征夷の職掌」を尽くすことが明記されていた。⁽⁴³⁾そ
の際、京都は慶勝に「百事委任」するとも明記されていた。

慶勝の建議は、この上奏文案に基づいた発想ではなかったろうか。慶勝
も「輔佐」として上奏文案に関与している(五月二日)。しかも朝廷は、
すでに五月九日に「大藩」を選抜して大坂城を守衛し、堺港を警備するよ
う幕府に要請していた。⁽⁴⁴⁾慶勝の建議は、「大藩」ではなく将軍自らが大坂
城守衛に臨むと打ち出していた点で画期性と独自性があった。⁽⁴⁵⁾将軍の大坂
城入城は、将軍が江戸に帰らず、一方で京都を離れて攘夷のポーズを取り
続け、「征夷」の職掌を尽くせる絶妙な案であったといえる。

ただ慶勝は、上奏文案で示された京都での「百事委任」を採用すること
はなく、もし将軍の大坂城入城が実現しなければ、「大樹輔佐」を辞する
と朝幕双方へ申達し、揺さぶりを掛けた。慶勝を訪れた池田茂政(慶喜・池
田慶徳の弟)もその意向に同意した(五月二五日)。その結果、一時将軍の
東帰は延期となるも、一転東帰の幕議が再燃し(二六日)、将軍東帰に向
けた動きが加速していくのである。

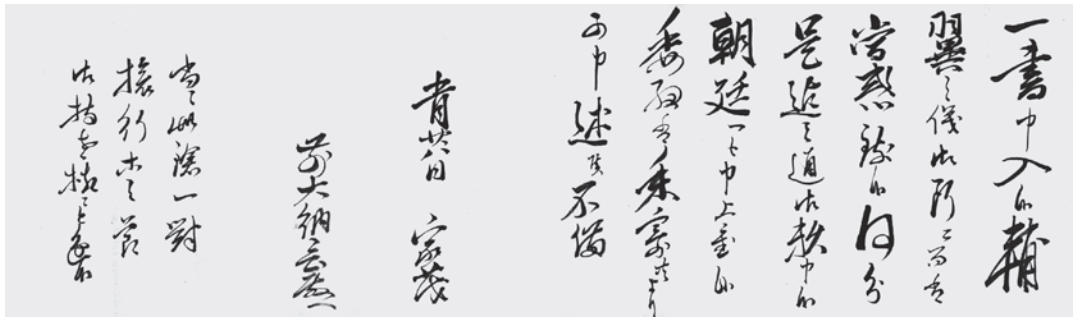


図 徳川家茂自筆書状 徳川慶勝宛 文久3年5月28日 (徳川美術館所蔵)

こうした中で將軍家茂は、慶勝が「輔翼」の御免を願っていることに「当惑」し、引き続き御用に与るようにと直書を發し、御鎗一対も下賜している(「二八日」)。家茂の直書は、以下の通りである(図)⁽⁴⁶⁾。

一書申入候、輔

翼之儀御断ニ而は

当惑致候、何分

是迄之通御頼申候、

朝廷へも申上置候、

委細は年寄共より

可申述候、不備

五月廿八日 家茂

前大納言殿へ

尚々、此鎗一対

旅行等之節

御持ち候様ニと進候

これを受けた慶勝は、成瀬正肥を二条城に遣わして御札を述べるも、將軍東帰に随行して「御補翼」を務めるこ

とは断った(「二九日」)。あくまでも「大樹輔佐」は滞京中に限るとしたのである。これは、江戸での「御補翼」は水戸家の「御任職」で、尾張・紀伊は「京師御守護」にあるとする「神祖(＝徳川家康)之御遺志」を根拠にしていた⁽⁴⁷⁾。朝廷からも「大樹滞京中」の「輔翼」を沙汰され、同じ日、近衛忠熙から「尾張前大納言之誠忠之段、実々感悦候」とする孝明天皇の内勅も下賜された(「二九日」)。これは、天皇も將軍の東帰を批判的に捉え、慶勝の活動に期待を寄せていたことを示している。

五月晦日、老中水野忠精と板倉勝静が慶勝を来訪し、慶勝が東帰に反対し続ければ、幕府内の意思が統一されず「御確執之姿」になるので、東帰の「幕議ニ同意可致」と懇願した。それでも慶勝は、「今更不可然義与存候義ニ同意者難相成」と意見を枉げず(「晦日」)、結局、物別れとなつてしまふ。

(三) 六月の記事―小笠原長行処分問題

慶勝が建議した將軍の大坂城入城案は、思いがけない形で実現し、さらに急転回していった。すなわち、関東における生麦事件の賠償金支払い問題を発端に、老中格小笠原長行が率兵上京し、朝幕首脳部を直撃したのである。その結果、小笠原を詰問するため、將軍家茂が大坂城に向向くことになった。さらに、將軍が俄に東帰すると、今度は慶勝が大坂城の守衛に就くよう依頼されていった。

まず、前節と同様、「公辺御用留記」と「西上記」の記載内容を比較してみよう。

六月朔日条

西「一、肥後守来、并家来兩人共対面」
(松平容保)

一、鷹司公・老中よりも書翰差越候」
(鷹司輔徳)

公「一、肥後守来、同人家来権之丞 小室金吾罷出、逢而 大樹公東発之儀」
付、御用談(中略)

一、鷹司殿下・老中よりも書翰差越、小笠原図書頭浪華港江着岸
(長行)

二付、伝 奏并関白公より償金詰問之義申来候付、往復」

六月五日条

西「一、和泉守来、肥後守来、対面、其後周防守来、肥後守対談」
(水野忠精)

公「一、肥後守・和泉守来、小笠原図書頭入京拒絶之一件、和泉守江

対面致し候処、図書頭重大之事件御直三言上致し度儀有之、入

京御免相成候様此方より申立候様相頼候得共、其儀ハ不相成趣

にて断」

六月七日条

西「一、会津・両閣老来り、用談

一、大樹公、明後九日御発駕、大坂江被為入、夫々東海道筋御旅

行被 仰出」

公「一、肥後守・両閣老、昨日同様之儀に而来、不快ニ付不逢

一、伝奏ヨリ小笠原浮説之儀ニ付者、猶更京師御堅メ嚴重ニ致し
候様、以書付申談有之

一、大樹公、明後九日大坂城江被為入、猶更撰海御固メ御巡覧之

上、東海道御旅行被遊候旨被 仰出」

ここでも、「西上記」では詳細を知り得ない内容が、「公辺御用留記」からは具体的に判明しているのがわかるだろう。

記事を遡ること五月九日、生麦事件の賠償金を「独存(独断)で支払つ

た小笠原長行は、將軍に直接事情を説明しようと(公辺御用留記)六月五日条にも、「重大之事件御直三言上致し度」と記載されている)、五月二十五日に多くの武装兵を引き連れて、海路大坂へと向かった。⁽⁴⁹⁾ その情報を慶勝は事前に入手している(五月二三日)。一行が大坂に着岸したのが六月朔日、この日慶勝は、会津藩士と將軍東帰問題を議論していた。松平容保や会津藩は、慶勝と同じく將軍が江戸に帰ることを不可とする立場にある。まさに同日、小笠原が大坂に着岸したという報が、慶勝と会津藩にもたらされ、慶勝は関白鷹司輔徳や武家伝奏と、小笠原詰問をめぐってやり取りしていった(六月朔日)。

小笠原の率兵上京については、様々な憶測が飛び交ったようで、「公辺御用留記」五月七日条にも「浮説」に関する記載がある。この「浮説」は、「図書始西上は 禁裡を焚き 鳳輦を彦根に奉し度」とする「悪計」で、水戸藩が朝廷に内報したものとという。そのため公家たちは硬化し、小笠原を早急に厳罰に処するよう幕府に要請していった。しかし、慶勝は「尾老公の説に、是は水戸因循の事、図書より被訴を恐れ、右等の浮説を作り誣人ならん、何分容易には御受出来かたき故、此方預り置、篤と遂吟味候上処置可致」と、慎重姿勢で対処しようとしていた。⁽⁵⁰⁾ 「水戸因循」とは、水戸慶篤も償金支払いに同意していたことを指す。水戸藩側はこの事実を朝廷に知られまいと、小笠原に罪を着せようと謀っているのではないかと慶勝は見えていた。

結局、朝廷は、將軍が大坂に下って一兩日滞在したうえで、速やかに処断するよう幕府に命じ、將軍自らが事に当たることになった。状況によっては、將軍が直接小笠原を詰問することも想定されていた(八日)。「模様次第、再上京仕申上候儀モ可有之候」⁽⁵¹⁾と、將軍が再び京都に戻って来るこ

とを踏まえた下坂であった。将軍の下坂には、尾張藩士の水野彦三郎、水戸藩士の梅沢孫太郎・原市之進も同行していた〔九日〕。これは、小笠原が、償金支払い「独断」ではなく、江戸留守を与っていた尾張茂徳と、対英折衝を担当した水戸慶篤も承知していたと主張していたため、尋問の際、証人として立ち会うためである⁽⁵²⁾。

ところが、事態は急転回する。小笠原の取り調べを終えた将軍が、京都に戻ることなく俄に大坂を発し、海路帰府の途に就いたのである(当初は陸路帰府の予定であった)。この事情を松平容保に説明した老中板倉勝静の書状(六月一二日付)を示そう。⁽⁵³⁾

函書一件、答書も差出、先取調も付、御咎の処も老中へ申上置候間、万々一厳科の御沙汰等出候は、何方にも厚御周旋、是非厳科は免かれ候様、偏に奉願候、呉々其処心配仕、何分にも奉願候、老公と厚く御相談可被下候、勅許の上御東下可被仰出候へ共、何分横濱の事情も六ヶ敷、昨日外国奉行柴田貞太郎、御目付高力與三郎参り、段々申聞候、其子細は、長州にて打払候故、各国大に憤怒、数艘の軍艦も可差向様、就ては早く東下の方可然と申事にて、何分無御抛明日と御治定に相成候、勅許の上に無之段、如何様の御模様にも可相成哉も深く心配罷在候へ共、御承知の通の儀、何分致方無之次第に御座候、御察可被下候、尾老公の思召の処も深く心配仕候へ共、何分致方無御座候、水野彦三郎へ、委細申聞置候間、同人より御承知可被下候

一、浪華城の処、当大納言殿の御積にて、過日御使も差遣候へ共、明日御東下に相成候上は、暫時の処、前老公御警衛御心得、御下坂被成進候様御頼思召候、其段は申上置候へ共、閣下よりも宜敷被仰上可被下候(中略)

大坂主将の儀は、貴君より殿下へ被仰上可被下候、呉々も前大納言殿御頼の儀、仰上られ可被下候⁽⁵⁴⁾

ここで述べられている要点は、以下の三点である。①小笠原一件は慶勝に伝えたので、厳罰に処せられないよう慶勝と周旋されたい。②勅許を受けて東下すべきだったが、横浜の事情が切迫したのでやむを得なかった。③大坂城の守衛は、尾張藩主の徳川茂徳を想定したが、将軍が東帰したので(輔佐の任がなくなるので)、しばらくは慶勝に大坂城の警衛を委ねたい。以上の三点について補足し、その後の展開をまとめておきたい。

①小笠原に関して、朝廷は厳罰論を主張し、なかには死罪を求める意見もあったが、慶勝は「輔翼之職ヲ勤候限ハ幾重ニモ(死罪は)難取計」と翻意を求めている。幕府としては小笠原を追及することで、尾張・水戸など一門へも罪が及ぶことを避けたかった。結局、小笠原を御役御免、大坂城代に御預けとすることで落ち着いた。しかし、朝廷はこの処分に納得せず、引き続き小笠原の罪を問いたたすよう要求していった〔二七日〕。ただし、処分は先送りされ曖昧なままとなった。その後、幕府内に小笠原の再登用を求める声もあったが、幕府内外の情勢で紆余曲折し、当人が老中格に再任されたのは慶応元年(二八六五)九月のことであった。⁽⁵⁵⁾

②将軍家茂は、六月三日に御暇参内を済ませているので〔三日〕、遠からず陸路東帰する予定であった。そこに小笠原問題が突如として起こり、朝命によって将軍が下坂することになった。長州藩の攘夷実行で横浜事情が切迫し、急きよ大坂を発駕したとするが、幕府が早期帰府を希望していたのは、前述の通りである。しかし慶勝は、あくまでも小笠原詰問のために将軍は下坂したと見ており、東帰は「案外」であった〔一四日〕。在坂幕閣は、後事を慶勝と守護職の松平容保に託して帰府していった。

③六月一四日に松平容保と若年寄田沼意尊が慶勝を訪ね、「大坂城鎮護」を依頼するが、慶勝は辞退した（一四日）。一八日にも「隠逸之身、其任不相当」として、現藩主である徳川茂徳（慶勝の弟）が受けた事を以て帰国する旨、水野・板倉両閣老に報じている（一八日）（結局、茂徳も大坂城守衛を断り退隠する）。慶勝帰国後の六月二二日、容保は慶勝をして將軍「御目代」として、永く京都に留め置かれるよう幕府に建議するも、これも実現を見なかった。⁵⁶しかし、その後も横浜鎖港の渦中で、八月一四日には幕府から慶勝に上京が命じられ、「摂海并帝都近傍之場所御警衛御指揮有之候様」と仰せ出されるなど、慶勝に摂海および京都警衛が求められていく。

慶勝が受諾しなかった徳川一門による当該地域の警衛は、元治元年（一八六四）三月二五日、徳川慶喜が禁裏御守衛総督兼摂海防禦指揮に任じられたことで実現を見る。⁵⁸

後事を託された慶勝ではあったが、將軍帰府の報を受けると、右大臣・二条斉敬からの滞京延期願（一六日）を無視し、御暇参内すると「在京尽力」の「御賞詞」と太刀一振を下賜された。同時に、「大坂城鎮撫主将」の人選と小笠原長行らの罪状糾問とを幕府に沙汰するようにとする書付も受けた（一七日）。これを沙汰することが、「大樹輔佐」としての慶勝の最後の仕事であつたらうか。一八日は泉涌寺の御陵を巡拝、一九日は鷹司・中川宮ら朝廷首脳部に暇の挨拶に出向き、板倉勝静が松平容保に送った前述の書状（ここには「輔佐」すべき將軍が東帰した現実が記載されている）を容保から受け取り、その内容を書き付けて「公辺御用留記」は終了している。

六月二一日、慶勝は京都を立つて帰国の途に就いた。慶勝の帰国は単なる帰国ではない。大名の帰国とは全く性格が異なっていた。慶勝帰国の報を受けた国事御用掛の中山忠能は、「最早徳家ハ、真実御捨ニ候哉、実ニ

御捨之事ニ候ハ、尚更御依頼之大名ヲ急度被定候ハネハ成不申⁵⁹」と述べている。慶勝の帰国は、中山忠能をして徳川將軍とその一門が朝廷を見捨てたと認識させるほどの重大な事件であった。將軍や徳川一門が不在のなか、京都は文久政変を迎えることになる。

おわりに

本稿では、徳川慶勝が上京する文久三年（一八六三）正月以前の情勢を踏まえながら、上京後に慶勝が「大樹輔佐」を受諾した経緯を跡づけた。併せて、「輔佐」を務めていた一時期の日記「公辺御用留記」の内容を紹介・検討した。慶勝日記の残存状況や、内容が重複している日記を二重に付けるといふ行為から、「大樹輔佐」に対する慶勝の意識は決して低くはなかったことが判明した。そして、「大樹輔佐」を受けるに当たって、本稿では將軍徳川家茂からの打診が決定的に重要であったことを指摘し、「公辺御用留記」が將軍と対顔を果たす前日から書き始められたことに注目した。將軍東帰の報を受けたことをもって、本日記は終了している。

「公辺御用留記」の検討結果は、本文で見たとおりである。

最後に、「公辺御用留記」を通観して見えたことをまとめておこう。

五月中旬までの慶勝は、二条城に登城して將軍・老中らと「御用談」したのち、主要な公家屋敷を訪問して会合を持つなど、まさに朝暮の要として連日重要な働きをしていた。ところが、將軍の東帰がはっきりしてきた五月末頃から、慶勝は「病氣」「不快」となり、二条城に登城することや公家屋敷を訪問することがほとんど見られなくなった。慶勝に代わって登城し、参内したのが、成瀬正肥ほかの年寄衆であった。慶勝と「御用談」

する際は、幕閣が慶勝の宿舎・河原御殿(近衛家別邸)を訪れていた。

改めて、「大樹輔佐」としての慶勝の活動は、自身そのものの活動だけではなく、年寄衆が慶勝の意思を代弁しながら行っていたことが確認できた。そして、活動の場は二条城から河原御殿の宿舎に移っていたことが明らかとなった。朝幕の重要な案件が慶勝のいる河原御殿に持ち込まれ、そこで確認、取り決めがなされていたのである。

本日記は、簡潔な記述ながらも、周辺史料と付き合わせることで、慶勝ほか朝幕首脳部の動向を浮き彫りにできる有意義な史料である。結果だけではなく、そこに至る過程や別の可能性を想起させる点でも貴重である。記載期間は限定的ながら、当初、將軍東帰問題で揺れていた京都政局が、一転一〇日後には小笠原問題に翻弄される状況が具体的に示されている。期間が短いだけに、先行き不透明な幕末中央政局の日々を凝縮した日記として読むことも可能といえる。

註

- (1) 「松室禮重手録(『孝明天皇紀』第四、平安神宮、一九六八年)、六〇五〜六〇六頁。
- (2) 徳川林政史研究所蔵。史料番号は旧蓬左二二六―一一。以下、当研究所所蔵史料は、史料番号のみを表記する。本書の表紙に「後見職」と記載がある(翻刻文参照)。
- (3) 「公辺御用留記」は、白根孝胤「將軍上洛と徳川慶勝」(徳川林政史研究所監修『江戸時代の古文書を読む―幕末の動乱』東京堂出版、二〇一〇年)で、一部紹介されている。
- (4) 本稿に関わる以下の拙稿がある。拙稿A「文久・元治期における徳川慶勝の動向と政治的立場」(徳川林政史研究所『研究紀要』五三号、「金鯨叢書」四六輯所収。二〇一九年)、拙稿B「幕藩関係の変容と徳川慶勝の『公武合体』運動」(幕

藩研究会編『論集 近世国家と幕府・藩』岩田書院、二〇一九年)。しかし、これらの拙稿で「大樹輔佐」期の慶勝の動向については検討していない。

- (5) 慶勝自身の和歌集・漢詩集、尾張家の系譜・由緒に関わる書付や藩内人事に関わる自身の心覚え、西洋事情や海外情報の自筆写しなど関心の幅は広く、慶勝はかなりの筆まめであったことがわかる。詳細は、「徳川林政史研究所蔵 旧蓬左文庫所蔵史料目録(中)」(徳川林政史研究所『研究紀要』第三五号、二〇〇一年所収)を参照されたい。

- (6) 筆者は、伊藤隆・季武嘉也編『近現代日本人物史料情報辞典2』(吉川弘文館、二〇〇五年)で、徳川慶勝の史料情報を執筆した。

- (7) 旧蓬左二二六―一。二九冊分の日記については、研究所では「徳川慶恕日記」と命名している(慶恕は万延元年(一八六〇)九月に慶勝と改名)。

- (8) 慶勝による西洋事情の収集活動に関しては、岩下哲典「幕末日本の情報活動」(雄山閣、二〇〇〇年、二〇〇八年改訂増補版、二〇一八年普及版)、拙稿「徳川慶勝「諸品新聞書」に関する一考察」(徳川林政史研究所『研究紀要』五四号、「金鯨叢書」四七輯所収、二〇二〇年)などがある。ただし、安政三年分も含め、慶勝日記の詳細な分析は今後の課題である。

- (9) 旧蓬左二二六―二。

- (10) 旧蓬左二二六―三。「徳川慶勝雑記」は研究所による命名。雑記は全一四冊で、そのうち一冊〜五冊が日記に相当する。慶勝は「日誌」と明記している。

- (11) 旧蓬左二二六―八九。

- (12) 旧蓬左二二六―六。

- (13) 旧蓬左二二六―七。

- (14) 旧蓬左二二六―五一。なお、本日記の二冊目に当たる文久三年五月朔日から一〇月五日までが、『愛知県史』資料編21・近世7・領主1(愛知県、二〇一四年)に収録されている。

- (15) その他、尾張家相統以前の高須松平家嫡子時代の、天保二年(一八四一)六月一六日から弘化二年(二月二二日)までの「書留」(旧蓬左二二六―一六五)、弘化三年元旦から嘉永二年四月二日までの「勤向留書」(旧蓬左二二六―九六)がある。「書留」は、年中行事である嘉祥の際に初めて登城した記念日から書き始め

ている。明治期においては、麿香間祇候を務めていた時期の、明治五年六月五日から八月一〇日までの「御用留」(旧蓬左二二六―九)全一冊がある。

(16) 各種史料をみると、文久三年末以降、慶勝は体調不良であったとする記事が頻出する。

(17) 註(4)拙稿B。

(18) 慶勝の待遇改善を朝廷から示唆された長州側は、なじみのない「国事政務方」について、「外国の事を始め、幕政諸務に御預りの由に候哉」と具体的な内容を問い、朝廷も「然り」とした。また、栗田宮(朝彦親王)も「尾の老侯は、前年破攘の建言ありて、忝慮にも協ひたれば、当今は推擧も在らせらるべし、定めて幕府外国の事務にも関せらるへしと、亦尾老侯の言に、富国強兵の衝は、攘夷の二字に有りと聞ゆ」と述べていた(世子奉勅東下記)『史籍雑纂』第四、国書刊行会、一九一二年、一二三・一三八頁)。史料引用に当たっては新字体に改めた。読点・並列点や、傍点・傍線・傍注も筆者によるものである。以下同じ。

(19) 例えば、長州藩士に應對した尾張藩士は、「前大納言負謹以来、中外の嫌疑を畏れ、務めて世情と隔絶す」と述べ、文久以降の西国の変動を把握し切れていなかった。裏を返せば、下屋敷(戸山邸)で謹慎中の慶勝とその周辺は、対外的接触を断ち、外部からも様子を知りえない様子だったと推測させる(世子奉勅東下記)一七五頁)。

(20) 拙稿「嘉永・安政期における徳川慶勝の人脈と政治動向」(徳川林政史研究所『研究紀要』五一号、『金鯢叢書』四四輯所収、二〇一七年)。本件に関しては、麓慎一「開国と条約締結」(吉川弘文館、二〇一四年、一六一―一六二頁)、木村慎平「嘉永・安政期の尾張藩」(羽賀祥二・名古屋市蓬左文庫編『名古屋と明治維新』風媒社、二〇一八年)もある。

(21) 日本史籍協会編『続再夢紀事』第一(東京大学出版会、一九七四年覆刻版)、七八頁。

(22) 徳川林政史研究所・徳川美術館編『將軍と尾張徳川家』(徳川林政史研究所、二〇二三年)、六二頁。拙稿「開国後、諸大名との関係はどうなったのか?」(町田明広編『幕末維新史への招待』山川出版社、二〇二三年、九四―九五頁)。

(23) 蔵人所衆・村井正禮(天保六年(一八三五)―慶応三年(一八六七))の変名で、

將軍補翼・徳川慶勝の日記とその活動

尾張国出身者(贈位諸賢伝増補版)下、近藤出版社、一九七五年増補版、五七三頁)。

(24) 「世子奉勅東下記」一七八頁。

(25) 同右、一八一頁。

(26) 同右、一八二頁。

(27) 「文久二年雜記録」乾(二七―五五、名古屋市蓬左文庫所蔵)。

(28) 本件に関しては、羽賀祥二「文久期の尾張藩」(前掲羽賀祥二・名古屋市蓬左文庫編著)も参照。

(29) 「贈従一位池田慶徳公御伝記」二(鳥取県立博物館、一九八八年)、三一―三二二頁。

(30) 慶勝は池田慶徳と連携して攘夷期限の決定に尽力していた。例えば、鳥取藩士安達清一郎の日記によると、「公上、尾老公と御熟議有リテ、何分四月中ニハ決シテ、攘夷四月一杯期限ト申スニ若ズ、依テ尾老公今日(二月二日)午後より一橋公ニ御出被遊候ニ治定」(日本史籍協会編『安達清風日記』文久三年二月二日条、東京大学出版会、一九六九年覆刻、三六二頁)とある。

(31) 註(1)と同じ。

(32) 茶七八、名古屋市蓬左文庫所蔵。本史料を用いた研究に、鳥居和之「茶屋新四郎の在京記録」(前掲羽賀祥二・名古屋市蓬左文庫編著)がある。

(33) 徳川美術館所蔵。

(34) 「西上記」四月二五日条。

(35) 例えば、戦前においては、荻野鍊次郎「尾張の勤王」(秀文社、一九二二年)、西尾豊作「子爵田中不二磨伝 尾藩勤王史」(咬菜塾、一九三四年)、郷土忠臣烈士顕彰会著「徳川慶勝公」(名古屋市教育会発行、一九四四年)などがある。近年でも、『愛知県史』通史編5・近世2の「時代の概観」(大塚英二氏執筆)では、「尾張藩の実質的藩主であった徳川慶勝の政治イデオロギーは勤王であり」と断言している(愛知県史編さん委員会編『愛知県史』通史編5・近世2、愛知県、二〇一九年、五頁)。

(36) 以上は、「文久三年書翰」(尾張家)16(二七―一〇七、名古屋市蓬左文庫所蔵)。

- (37) 「在京記録」。鳥居前掲論文。
- (38) 「西上記」文久三年五月六日条。
- (39) 同右、文久三年二月一〇日条。
- (40) 「昭徳院殿御上洛日次記」文久三年五月二一日条〔続徳川実紀〕第四篇、吉川弘文館、一九九九年新装版)、五九六～五九七頁。
- (41) 慶勝による西洋砲の調査・研究については、前掲拙稿「徳川慶勝『諸品新聞書』に関する一考察」を参照。
- (42) 國分胤之編『魚水実録』(旧高梁藩親睦会、一九一一年)、二二九～二四三頁。
- (43) ただし、この文案は、『孝明天皇紀』第四に収録されていないことから、奏上されなかった可能性もある(撰泉紀淡海岸防禦策)は、同書六三二～六三三頁に所収)。攘夷のために将軍が大坂城に入城する案は、岩城卓二『近世畿内・近国支配の構造』(柏書房、二〇〇六年)で提唱された軍事拠点としての大坂という観点からも興味深い。
- (44) 江戸東京博物館都市歴史研究室編『勝海舟関係資料海舟日記(一)』(東京都、二〇〇二年)、九七頁。
- (45) 通常であれば、大坂城守衛を担当するのは、尼崎藩と岸和田藩という譜代大名であった(岩城前掲書、一一四～一一九頁)。
- (46) 徳川美術館所蔵。
- (47) ここでの「京師御守護」については、尾張・紀伊の両家が、非常時に京都所司代または大坂城代の懸合次第に出兵することが、寛政年間に命じられたことを指しているか(針谷武志「安政―文久期の京都・大阪湾警衛問題について」、明治維新史学会編『明治維新と西洋国際社会』吉川弘文館、一九九九年)。そうであれば、それを「神祖之御遺志」としている点は、慶勝の意識を知る上でも興味深い。
- (48) 『孝明天皇紀』第四、六七七～六七八頁。拙稿A参照。
- (49) 小笠原老岐守長行編纂会編集・刊行『小笠原老岐守長行』(二二八～二三三頁。償金支払いから率兵上京に至る概要・結果に関しては、原口清『幕末政局の一考察』(原口清著作集1 幕末中央政局の動向) 岩田書院、二〇〇七年、一〇七～一一三頁、初出二〇〇四年)を参照。
- (50) 以上は『魚水実録』二五四頁。
- (51) 『孝明天皇紀』第四、六九八～六九九頁。
- (52) 同右、七〇〇頁。
- (53) 北原雅長『七年史』上巻(マツノ書店、二〇〇六年復刊版)、三四五頁。
- (54) 『孝明天皇紀』第四、七〇一頁。
- (55) 小笠原の復帰問題については、久住真也『長州戦争と徳川将軍』(岩田書院、二〇〇五年)、一一一～一一八頁、二二八～二三二頁参照。
- (56) 『七年史』上巻、三五六頁。
- (57) 「文久癸亥筆記」(大日本維新史料稿本) 文久三年八月一四日条、東京大学史料編纂所維新史料網要データベース)。
- (58) 原口清「参預考」(原口清著作集1 幕末中央政局の動向) 二九一～二九二頁、初出一九九五年)。撰海防備の政治主体をめぐる問題の中に、徳川慶喜の禁裏御守衛総督兼撰海防禦指揮就任を位置付け、その後の撰海防備の展開を見通した近年の研究に、後藤敦史『撰海』防備からみる幕末政治史(『日本史研究』七四号、二〇二二年)がある。
- (59) 『孝明天皇紀』第四、七一八頁。

〔史料〕

凡例

- 1 翻刻に当たっては、原本の体裁を尊重したが、適宜改めた箇所がある。
- 2 原本は正・略・異体字が混用されるが、原則として新字体に改めた。
- 3 助詞「ニ」「江」「而」「者」「茂」「与」は、原則として字の級数を下げ、右寄せとした。
- 4 解説の便宜上、文中に読点(、)と並列点(・)を加えた。
- 5 原本に示されている平出と欠字とはそれぞれ一文字空きとした。
- 6 適宜人名の傍注を付けた。

翻刻

┌

公辺
御用留記

後見職

└

五月十日

- 一、和泉守(水野忠精)の小藩之親兵書、伝奏相渡、掛合事之由
- 一、板倉より之手紙、書付、十一日 御帰京之事
- 一、今晚 鷹司公(輔熙)より御書来ル、一橋江被遣候御書有之、右御書者(成瀬正肥)隼人正江相渡、明日和泉守へ相渡筈、且御書中之文意内々御請之節相尋候事

將軍補翼・徳川慶勝の日記とその活動

一、朝倉(幸之助)一条、事済相成

五月十一日

- 一、償金断然不差遣与之儀、従水府鷹公江申来、早朝御参殿之上、御談判有之事
- 一、大樹公、従浪華御帰京ニ付、夕刻登城

五月十二日

- 一、二条江登城、撰海御巡覽之事、御奏問御取調之事引請

五月十三日

- 一、二条江登城、御酒・御吸物等頂戴
- 一、御帰城之群議有之事

五月十五日

- 一、二条江登城、退散ヨリ為用談桜木町陽明公御別館江立寄、半夜過帰館

十六日

- 一、御帰城之儀ニ付、揚梅殿江相越
- 一、水府原市之進、為用談罷出

十七日

- 一、二条江登城、退出掛鷹公江 御帰城之儀ニ付、立寄可申哉之処、故有而差止、高家中條来ル

十八日

一、大樹公御參 内、撰海警衛向御巡覽御奏問^(ツマ)

廿一日

一、為御用談、參 内、議伝両役ヨリ姉ヶ小路横死之儀ニ付吟味之事、并御帰城之義内談之事、夫ヨリ二条江登城、前件之儀議論

廿三日

一、水板両閣老ヨリ、江戸三閣老ヨリ攘夷之議論紛々之趣申来、書付指越、并一橋辞職、并小笠原^(長行)図書頭攘夷応接等御委任之義、難渋之旨文通有之、近日海上上坂之義申来

一、隼人正、二条殿江參殿、近衛前関白殿・一条殿・九条殿等御集会之由

二而、御差加之趣

一、能登守、二条城江差遣、前件閣老之文通書面持參^(成瀬吉五郎)

一、遠彦・角久 兩人、横浜之形勢為探索差遣事^(遠山彦四郎)角田久次郎)

廿四日

一、水板両閣老參上、大坂 御留城、一橋上坂御輔翼、水府へ攘夷御委任之義書付渡之

廿五日

一、參 内有之様伝 奏より申来候処、病氣ニ付高家中條中務大輔呼寄、御断申上候様申談

一、大樹公、大坂御入城不相成候ハ、御輔翼之儀御免之儀 公武江申達

一、備前守来ル、内談有之、万事同意也^(池田茂政)

廿六日

一、水野和泉守・板倉周防守来、御用談、大樹公御東下之儀、御延引之一条評決、肥後守・中條中務大輔来、内談、同意之事^(松平春徳)

一、昼後松平肥後守・水野和泉守・板倉周防守・稲葉兵部少輔^(正巳)・田沼玄蕃頭^(意尊)・中條中務大輔・横瀬美濃守^(マヤ)再入来、出会申込候処、病氣ニ付相断、隼人正差出ス、大樹公御帰城之又々幕議決定之儀、申出ル

廿七日

一、鷹司殿下より隼人正呼出、同人罷出处、議伝両役并閣老兩人会合、大樹公東歸之儀ニ付、此方之達振如何哉之旨、且東歸ニ付而者、輔翼之事故差添東下可致哉与之趣演達有之、付而者元より東歸不可然故、今般之達^(マヤ)候付無覚束、見込罷在候上者、差添之儀者、尤不致趣申述候由

廿八日

一、水野和泉守来、大樹公より御書被下候由ニ而持參、拜見之処、自分今般御輔翼之儀御免相願候段、御当惑被 思召候間、是迄之通可相勤与之趣を以被 仰下、御鎗壹対賜、旅行其外共相用候様与之御事、和泉守より茂委細申聞候、依先之御請同人江申上、乍去幕議專御東歸一決之由ニ有之候

廿九日

一、昨日御直書御請、以隼人正二条江差出入、公方様江八段々之厚き
思召御礼、且拝領物之御礼、老中江別封有之、大樹公御東帰ニ付而者、
御附添罷下、御補翼申上候儀、只々一卜通り御断のミならず、全体水
府御家之御任職ニて、尾紀御家之儀者、若事あらハ京師御守護可有之
儀ハ 神祖之御遺志も有之との趣

一、松平備前守ヨリ尽力之事、且別紙内密書付差越

一、隼人正参 内之処、猶亦 大樹滞京中輔翼相勤候様 御沙汰之旨伝奏
相達候由

一、近衛前関白殿下ハ書翰を以 極密御内 勅之趣被申越候事

晦日

一、水野和泉守・板倉周防守来、今度自分見込之趣申達候得共、御確執之
姿ニ相成候間、幕議ニ同意可致与之趣、乍併右之通見込有之、申達候
筋ニ候得者、今更不可然義与存候義ニ、同意者難相成段、隼人正を以爲
申述候

六月朔日

一、肥後守来、同人家来 權之丞
小室金吾 罷出、逢而 大樹公東発之儀ニ付、御用
談

一、山澄淡路守今日至着、未事実不申出候処、(徳川茂徳) 当主之事可成歟

一、鷹司殿下・老中よりも書翰差越、小笠原図書頭浪華港江着岸ニ付、伝
奏并関白公より償金詰問之義申来候付、往復
(鷹司輔熙)

將軍補翼・徳川慶勝の日記とその活動

二日

一、肥後守来、大樹公御東発之儀ニ付、内談

一、隼人正二条江登 城、小笠原図書頭着坂、夫より淀迄相越候義ニ付、

鷹司公并両閣老より前文之儀ニ付而之事也

一、同様之儀ニ付、稻葉兵部少輔来、(田宮如孝) 弥太郎を以御用談為致候

三日

一、大樹公御暇御参 内ニ付、随従参 内、委曲御次第書ニ有

一、如左 大樹公江被 仰出

今日賜暇候間、賜 御劔候、速ニ東下、外夷掃攘之成功有之、武
威輝海外候様 御沙汰候事

四日

一、和泉・周防両老来、隼人正差出し対談、將軍御答御書面之議論及応接、
其後周防守より以書中左之通相成候旨申越

謹而奉伏陳候、膺懲之策未得其要候得共、(謂) 論綽之重謹而其旨を
奉し、三家・一橋申談、諸藩一致之力を以、御国辱不相成、 叡
慮貫徹之様尽力可仕奉存候

五日 晴

一、肥後守・和泉守来、小笠原図書頭入京拒絶之一件、和泉守江対面致し
候処、図書頭重大之事件、御直ニ言上致し度儀有之、入京御免相成候
様、此方より申立候様相頼候得共、其儀ハ不相成趣ニて断

一、從 二条、暑氣之時分御随從參内之儀、太儀ニ 思召、御杉重一組拝領

一、隼人正、二条より呼出、図書頭一条也

六日

一、今日參 内之儀申来、病氣ニ付不出、隼人正にも不快ニ付、能登守參

内為致候処、図書急速処置可致旨書付相渡

一、肥後守・和泉守・周防守・兵部少輔来ル、小笠原所置之儀ニ付相談之事

七日

一、肥後守・両閣老、昨日同様之儀に而來、不快ニ付不逢

一、伝奏ヨリ小笠原浮説之儀ニ付者、猶更京師御堅メ嚴重ニ致し候様、以書付申談有之

一、大樹公、明後九日、大坂城江被為入、猶更撰海御固メ御巡覽之上、東海道御旅行被遊候旨被 仰出

八日

一、肥後守来、御用談

一、自分、今日參 内可致旨伝奏より申来候処、不快之趣を以、水野和泉守儀為名代參 内為致候、小笠原一条ニ付、相達置候御答之事也

右書付ハ、一方之内聞を以厳科ニ処し候者、輕率之至候ニ付、下坂之上、篤与実否相糺可申との趣

九日

一、大樹公、今朝二条御發駕之後、伏見より和泉守・周防守書簡差越、小笠原図書頭一件ニ付、家来兩人差出、并水戸家来梅沢孫太郎・原市之進も下坂致候様申来候間、水野彦三郎差遣候

十日

一、大坂表両閣老より書翰差越、小笠原図書頭儀、只今官祿取放、大坂御

城代江御預相成、已後品ニより公方様御直ニ御詰問被為在旨申来

一、右之一条、鷹司関白江書状を以申遣候処、返書ニ、官位被止候人躰江内大臣・征夷將軍面会之儀、実ニ不都合故、達而差止候様申来候間、即刻以飛檄両閣老迄申遣候

十一日

一、伝奏左之書付相渡之

酷暑難耐候、愈御清栄万賀候、陳者

一、五月九日拒絶応接ニ付、小笠原分遣候書状之写、同返翰之写、小笠原持来候由候間、早々可被入 御覽候

一、関東分追々人数上京之由、何等之子細候哉、言上可有之候

一、大樹公儀、過日言上之通、伏見迄立戻、直ニ御東下ニ相成候とも、小笠原事件言上有之、被 聞食 勅答之後可有御発興

候 右之条々可申入、関白殿被命候、仍早々申入候事

六月十一日

野宮^(定功)
坊城^(後忠) 兩卿

返翰

拝見、以愈酷暑難堪候、愈御清寧方賀申上候、然者関白殿被命候
由ニ而被仰下候三ヶ条之趣拝承候、早速浪華城江申遣、否参次第
申入候様可仕候事

六月十一日

両卿殿

右ニ付、閣老江来簡遣之候添翰

雖甚暑之節候、弥御平安歛入候、然者只今伝 奏より別紙之通申
来候付、不取敢相廻候、宜御心得御取計可被下候、御否御申越次
第、伝奏江可申達積リニ候間、左様御承知候様存候也

十二日

一、無記事

十三日

一、肥後守来、御用談

一、水野彦三郎、大坂より帰着、大樹公大坂表俄御出船、御東下之趣

十四日

一、肥後守、小笠原一件并 大樹公御立跡之儀、朝廷江奏上之事件也

一、田沼玄蕃頭義、同様之一件、且大坂城鎮護之義申聞候得共、暫時たり
とも自分相越候事者、御筋合相違ニ付、御断申述、并 公方様御発駕

之儀ハ一同案外致、朝廷江彼是取繕之儀ハ、難相成との趣及談判

十五日

一、小笠原一条、并 大樹公御出船等之儀、参 内言上之筈候処、病氣ニ
付不参、肥後守・中條中務大輔参 内、能登守為名代差出シ候

十六日

一、肥後守来、用談、昨日参 内言上之事

一、二条右府公(齊敬)より書翰来ル、猶亦暫滞在有之様与之御事

十七日

五ツ時之供揃に而陽明殿江行、衣冠ニ着改、伝奏案内之上参 内、於小御
所拜 龍顔、天杯頂戴、御暇被下置、於虎之間伝奏合

永々在京尽力有之候付、為御賞詞賜 御太刀壹振旨

相濟而、七時退 朝、伝奏・議奏廻勤

一、右同節、別段以書付被 仰出

大坂城鎮撫主将之事、辞退之趣被 聞食候、尚人躰之儀幕府江 御
沙汰有之候事

小笠原圖書以下之輩、罪状鞫問之儀、尚関東江 御沙汰有之候事

六月

十八日

一、泉涌寺 御陵巡拝

一、東武江、一文字を以而閣老宛に而、大坂城鎮撫被命候哉之事、隠逸之身、

其任不相当、且大納言御請申上候上者、其俣帰国致し候旨

一、尾国江茂返書遣之

十九日

一、為餞別、鷹司・中川宮・二条・陽明両家江相越、及深更、帰館

一、閣老、船中（松平容保）会津江之書簡来ル、一見、事件者（ママ） 俄ニ御出船之事件ハ、

従東武、追々親兵并大名も御滞京不可然、早々御帰府相成候様之趣ニ

付、且ハ長州一件已来、横浜異人も何となく不穩趣、別而御評決相成

候趣

一、凶書死罪一等を宥候様と之趣